

# 令和3年 第2回大山町教育委員会 議事録

日 時 : 令和3年2月25日(木)

午後1時30分～

場 所 : 名和公民館 第1会議室

出席委員	1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番		4番	湊谷紀子
------	----	------	----	------	----	--	----	------

欠席委員 朧山洋美

教育長 鷲見寛幸

その他の出席者 幼児・学校教育課長(田中)、社会教育課長(西尾)、

幼児・学校教育課 担当者(当別当)

参観人 1人

## 日 程

### 1. 開会宣言(午後1時30分)

教育長 ただいまから第2回大山町教育委員会を開会する。  
日程については、配布資料のとおりである。

### 2. 議事日程の報告

教育長 会議時間については、午後1時30分から終了目標を午後2時30分としたい。

#### 日程第1 会議時間の決定

自 午後1時30分 至 午後2時30分

#### 日程第2 教育長報告並びに連絡事項

教育長 1月29日～2月25日までの報告事項、今後の予定について説明  
(下記は主な内容)

- 高校入試で敏感な時期だが保小中学生含めインフルエンザの感染はない。
- 18日、大山カレッジで講師を行った。今年度の大山カレッジは新型コロナウイルスの関係で中山中学校ではなく中山公民館で行っている。18日は大雪のため活動変更したが、参加者が多く春の七草の学習とダイセン検定を行った。

- 今後の予定として、26日から議会が始まり、9日に臨時教育委員会を行う。

教育長           ご意見、質問があればお願いしたい。

委員           名和小学校の読み聞かせボランティアの親睦会に参加した。地域の方とのふれあ  
いと、読み聞かせが子ども達に良い影響を与えていると感じた。子ども達から手紙  
をもらいボランティアを続けていこうと思った。

教育長           先生方とは違う地域の方とのふれあいは、子ども達にとってとても良い体験活動  
になっている。

委員           子ども達に愛情をこめた読み聞かせの声を届けることは大切だと思う。

### 日程第3    議案 第1号           大山町病児・病後児保育事業実施要項について

教育長           事務局より説明をお願いしたい。

幼児・学校教  
育課長           議案第1号について説明させていただく。対象児童が未就学児の場合は保育所に  
入所していることを条件としていたが、保護者の就労が多様化していることから対  
象児童の条件から「保育所に入所している」の項目を除くこととする。第1条とし  
て、病気にかかった児童を病院、保育所等において一時的に保育を行い保護者の子  
育て及び就労の両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備す  
ることを目的とする。第4条として事業の種別は、(1)病児保育事業（委託する病院  
の専用スペースでおこなう）(2)病後児保育事業（町内拠点保育所の専用スペース  
でおこなう）とする。第2章の病児保育事業の第5条について、大山町内に住所を  
有する生後6週から小学校6年生までの児童を対象とする。第6条として、事業の  
実施は3施設の病院に委託して行う。第7条として、事業を実施する日及び時間  
は、実施施設が定める日及び時間とする。第11条として、費用の負担は生活保護  
世帯は児童1人につき1日当たり0円とし、生活保護世帯以外の世帯は児童1人  
につき1日当たり2,500円、実施施設が定める実施時間が5時間未満の実施日に  
利用した場合は1,500円とする。第3章の病後児保育事業の第12条につい  
て、対象児童は大山町内に住所を有する生後6ヶ月から小学校就学前までの児童と  
する。病気の条件として、病気の回復期であって園医又はかかりつけの医師が、病  
後児保育を適当と認めた児童とする。第13条として、事業の実施は大山町拠点保  
育所の3園で行う。第14条として、事業を実施する日は、毎週月曜日から金曜日  
までとし、国民の祝日、年末年始は除くものとする。事業を実施する時間は、午前  
8時30分から午後5時までとする。第17条として、費用の負担は生活保護世帯  
は児童1人につき1日当たり0円とし、生活保護世帯以外の世帯は児童1人につき  
1日当たり2,000円とする。令和3年4月1日から施行する。

教育長                   ご意見、質問があればお願いしたい。

委員                    病児・病後児保育は年間どのくらいの人数の利用があるのか。

幼児・学校教育課長    病児保育事業は年間60人程度、今年度はコロナの影響か20人程度の見込です。病後児保育の利用は今年度はなし、昨年度も利用は1人です。

委員                    こういった制度があれば心強い。いざというときに安心できる。

委員                    子どもを預ける基準を保護者の方にも知っていただきたい。

委員                    感染症も大丈夫なのか。

幼児・学校教育課長    拠点保育所で行う病後児保育は預ける基準が厳しくなっている。医師の事前の意見書も必要になり細かい基準がある。保育所内の専用スペースで看護師が付き保育を行う。医療機関で行う病児保育は小児科に併設する病院施設で行う。保育室が何部屋か用意されているため感染症の対応もできる。利用にあたっては病児保育に係る意見書が必要になり小児科の医師による判断が必要となる。

委員                    大山町病児保育申請書に記載されている病気以外も対象になるのか。

幼児・学校教育課長    対象としているのは大山町病児保育申請書に記載されているものだが、細かい判断は医師の判断によるものとする。

全委員                了承

日程第4    議案 第2号                    ※ここから非公開  
  令和3年度準要保護児童生徒の認定について（新入学）

日程第5    議案 第3号  
  指定学校の変更について

日程第6 議案 第4号  
区域外就学について

3. その他

- ・小規模保育所の準備状況について
- ・令和2年度及び令和3年度入所予定児童数について
- ・大山町保育所職員配置基準について
- ・入学式・卒業式の告辞・祝辞について

4. 次回の開催日程 令和3年3月25日 午後1時30分～

5. 閉会宣言 (午後2時45分)